

総合評価落札方式一般競争入札落札者決定基準改正のポイント

1 業務遂行能力

清掃業界の実態に合わせ、適切に業務遂行能力を測ることができるよう、以下のとおり評価方法を変更。

➤ 知事登録業の配点項目の見直し

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく知事登録のうち、清掃業務との分業が進んでいる「建築物飲料水水質検査業」の配点を取り止め、委託契約の主となる業務の「建築物清掃業」と「建築物環境衛生総合管理業」の配点を高める。

評価点＝4.0点 ①～⑤の配点を合計。

- | | | |
|-------------------------|--------------------------|-----------|
| ①建築物清掃業 | (0.5点) (1.5点) | ④⑤と重複しない |
| ②建築物空気環境測定業 | (0.5点) | ④⑤と重複しない |
| ③建築物飲料水水質検査業 | (1.0点) | |
| ④③建築物飲料水貯水槽清掃業 | (1.0点) | |
| ⑤④建築物ねずみ昆虫等防除業 | (1.0点) | |
| ⑥⑤建築物環境衛生総合管理業 | (1.0点) (2.0点) | ①.②と重複しない |

2 資格者配置に関する取組

技術力の確保とそれを維持する取組により、常に技術力が備わっている事業者を選定できるよう、以下のとおり評価方法を変更。

➤ 資格者配置の配点項目の見直し

特定建築物において選任が義務化されている「建築物環境衛生管理技術者」をはじめ、仕様書において配置を必要としている資格者配置の配点を取り止め、技術評価に差が出るよう、常に技術力が備わっている体制に努めている事業者の取組を得点とする。

<改正前>

資格者配置 当該業務に従事する有資格者の従業員について評価する。

評価点＝1.5点 ①～③の配点を合計。

- | | |
|---------------|--------|
| ①建築物環境衛生管理技術者 | (0.5点) |
| ②ビルクリーニング技能士 | (0.5点) |
| ③清掃作業監督者 | (0.5点) |

<改正後>

技術力の確保とそれを維持する取組について評価する。

評価点＝1.5点

有資格者の採用時の優遇（採用要件、給与の優遇等）又は従業員に対する資格取得の支援の有無を評価する。なお、対象の資格は以下のいずれかとする。

- | |
|---------------|
| ①建築物環境衛生管理技術者 |
| ②ビルクリーニング技能士 |
| ③清掃作業監督者 |